

第 3 1 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 4 年 1 2 月 1 2 日 (月)

午後 3 時 2 0 分

場 所 第 2 委 員 会 室

付議事項

- 1 議会活動の正常化を求める陳情について (参考人招致議決)
- 2 正常な議会運営に関する陳情について
- 3 議会活動の正常化を求める陳情について
- 4 その他

2022年11月25日
18

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202

~~樋口晋也~~
樋口晋也

陳 情 書

(議会活動の正常化を求める陳情)

中島好人、山田伸幸両市議は山陽小野田市庁舎管理規則第7条に違反し「赤旗」の購読勧誘、配布、集金等を行っており違法状態にあることは誠に遺憾であり議会の責任として対応する義務があると考えています。

チェック機関の一員である議員の地位を利用し、不当に「赤旗」の購読勧誘を行っており職員の職務専念を邪魔するものでもあり到底看過できません。

しかもそこに折り込まれる「明るいまち」には想像だけで事実確認もしていない記事や、個人を誹謗中傷するような三文記事が垂れ流されている状況です。

また庁内の部署によっては職員以外立入禁止区域が設けられておりますが、守られておりません。これも議員特権でしょうか。議員の議案審査権の前では全ての個人情報が出しても良いとの考えは間違っており議会の横暴であると考えます。

更に山田議員は竜王中学校正門前の教育委員会が管理する土地において街宣活動を行なったことがあります。もちろん教育委員会に許可は取られていないとのこと。そもそも「市」保有の土地であろうが誰の土地であろうが所有者の了承を得て使用することは当然であると考えますが、山田議員の行為は問題ないのでしょうか。

上記3つの行為は、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条1号の「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」に抵触していると考えています。

議会が二元代表制の一翼を担うものとして「対等な」執行部との両輪の関係保持のために、市民100名以上の署名を待つのでは無く、議会自らが主体的に上記3点について調査確認し対応されますよう陳情いたします。

以上



2022年9月28日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

小野田 3929
樋口晋也

正常な議会運営に関する陳情

主 文

広聴特別委員会により取り組まれている市議会モニター制度においてこの度は「コロナ感染症対策」を理由にモニター会議の分割開催が決定されました。

このような浅はかな運営は市議会の信頼を損ね市政発展を阻害するものであり、広聴特別委員会の適正な委員会運営とともに議会運営の基本としていかにあるべきかしっかりとした理論に基づいた議論によって統一見解を出していただきますよう陳情いたします。

理 由

コロナ対応でモニター会議を分割開催することによって、モニターは1会場に4名程度がMAXとなっていますが、上限人数も決定されていません。広さに対しての人数の設定も言うまでもなく議論されておらず、科学的根拠も示されておられません。

もちろん科学者や医療研究者等が関係者にいない中で明確な根拠を持つことは困難であることは容易に想像できます。

であれば「何を持って根拠とするのか」。このことが議論されることもなく漫然と「感染症対策」と謳っての実施には市議会の委員会運営としてみたときに疑問が残ります。今時は市民グループでも各々がルール決めをして運営しています。

本当にそこまでの「感染症対策」が必要であるならば、市議会モニター委嘱式に全員が一堂にかいして開催されたのか整合性が取れません。

議会報告会、いわゆる議会カフェについてはこの度も開催が見送られました。

委員会では「何かあった時に議会が責任を負えないことはすべきでない」との意見が出ていますが、市議会モニターは議長から正式に委嘱を受けた公人であることの自負を持っています。「モニターのため」という偽善的言葉でモニターに失礼ではないでしょうか。職務怠慢の言い訳は大変見苦しく苦々しい思いでいます。

山陽小野田市、行政には市民を巻き込んだ会議が多々ありますが、この開催は間違っているのでしょうか。

大変出遅れの感は否めませんが、議会として「コロナ感染症対策」について最低限度のルール決めを行いそのガイドラインに沿って議会活動が展開されるべきだと考えます。

以上



令和4年8月29日

山陽小野田市議会議長

高松 秀樹 様

市議会議員 中島 好人

市議会議員 山田 伸幸

政倫審請求の取り下げをめぐる一連の事態について

8月22日に西善寺自治会の[]が、180名の署名を添えて森山喜久議員に対する政治倫理審査会設置請求（以下「設置請求」という）を高松議長へ提出した。しかしその後、8月25日に政経フォーラム21を名乗る樋口晋也氏が[]宅を突然訪問し、設置請求の内容を「森山喜久議員が自治会長時代の使途不明金約1.8万円に関する問題」に矮小化した上、この使途不明金に関して森山喜久議員との仲介を行うことを条件に設置請求の取り下げを[]に示唆し迫った。翌26日[]は設置請求を取り下げるに至った。

1、政経フォーラム21の樋口晋也氏の[]宅訪問の意図は明白である。一つには設置請求の取り下げを[]自らに行わせること。もう一つは樋口晋也氏が、自治会の使途不明金に関して森山喜久議員と[]との仲介役として「当事者」となるためである。

自治会内のトラブルに端を発した今回の設置請求に関して、何の関係もない樋口晋也氏がなぜ仲介役として乗り出してきたのか。ことは明白である。「森山喜久議員を守り、特定の議員を攻撃する」ためである。

2、森山喜久議員が自治会長時代に自治会内の各戸から集められた自治会公会堂建設費[]を、森山喜久議員は「自宅に現金のまま保管していた」との説明に終始したが、自治会の公金に対する会計処理に疑惑と不信が高まり、私的流用の疑いが持たれた。[]



しかし森山喜久議員は「私的流用があった証拠を出せ」等と逆に開き直り、明確に謝罪しない傲慢な態度が今回の設置請求となったのが経緯である。

3、設置請求は市民の権利であり、議長に提出後に第3者が提出者宅に押しかけ、「執拗に、理論的に、設置請求内容を矮小化」した上、特定の議員の責任を問題にして「攻撃ビラ」まで手際良く印刷・配布を始めている。このような一連の動きは、市民の基本的な権利を侵害する重大な事犯であり、到底看過するわけにはいかない。

樋口晋也氏はこれまでも長谷川知司議員や山田伸幸議員に対しても既に同じような行為を行っており、議会制民主主義への重大な挑発行為といえる。

4、政経フォーラム21の樋口晋也氏は高松議長とじっこの間柄であることは衆目の一致するところである。樋口晋也氏の今回の一連の行為に関して高松議長の「理解と了解」があったのかどうか問われている。

特に今回、樋口晋也氏の一連の行動に関して高松議長や会派創政会のメンバーの関与が疑われるのは、樋口晋也氏が[REDACTED]宅で横領「容疑」という設置請求書に書かれていた文言を口にしたからである。新聞報道でも掲載されていない文言であり、議会事務局に提出後、市民には未開示の設置請求書を樋口晋也氏に渡した者がいたことは明白である。

いずれにしても議長に提出された設置請求という市民の権利がこのような形で侵害され、それに議員の関与が疑われ事態は、まさに市民の権利が地に落ち、議会が無法地帯となってしまうことになる。

5、今回の事例では、高松議長が特定の会派に所属していることが今回の設置請求取り下げの一連の事態において疑惑を招く一因ともなっている。高松議長が所属する会派の一員である、森山喜久議員を守る立場に自分を置いているからである。議長職にある者がこのような特定の会派の便宜と利益のみを追求するようでは公平・公正な議長職は務まらない。

以上

2022年9月1日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

政経フォーラム21
代表 樋口晋也

公開質問状の申し入れ

8月29日、中島好人議員と山田伸幸議員両名が、議長宛に「政倫審取下げをめぐる一連の事態について」を標題とした書類を提出しました。

私はこの件を翌日30日にFacebookで知り2022年8月31日に議長に事実確認し抗議したところです。

ここに記載されています内容は、全く問い合わせをいただくこともない中で想像の域を出ておらず、人を貶めるもので名誉を毀損するものであります。山陽小野田市議会にこのように市民の人権を無視するような輩（やから）がいることは看過できません。

よって別紙、公開質問状においてその事実確認をさせていただきたくご配位を賜りますようお願いいたします。

以上

(別紙)

公開質問状

- 1、2022年8月29日、議長に提出された書面は、「政倫審取下げをめぐる一連の事態について」のタイトルがありますが余りにも稚拙な文面で何を求めている書類かわかりません。中島好人議員のFacebookを見てみると、「取下げの真意についての申し入れをおこなった」とありますが、議長に提出された書面にはそのような文言が一言もなく事実確認の必要を感じています。そもそもこの書面を提出された目的をご回答下さい。
 - 2、上記1のような文面は中島氏が考えて作成されたものでしょうか、山田氏が作成されたものでしょうか。2名揃って相談して作成されたものではないことは明白です。大の大人が2名揃って相談した結果、目的も記さないようなお粗末な書類を作成することはあり得ません。どちらか作成されたのか明確にご回答下さい。
 - 3、2022年8月31日、議長にこの文書について抗議に行った際に、この書類については中島、山田両名が了承の上で議長預かりとしているとの説明がありました。「議長預かり」で了承できるならこの書面を提出した意味がわかりません。何故提出されたのか、目的は何だったのか整合性が取れるよう明確にご回答下さい。
 - 4、政経フォーラム21の樋口晋也の行動の真意について様々な記述がありますが、直接の取材も聞き取りも問い合わせも一切受けておりません。その内容はどのようにして確認を取ったのか具体的にご回答下さい。
 - 5、提出者名が市議会議員となっておりますが、この件については2名の市会議員としての行動でしょうか、共産党議員団でしょうか、日本共産党の政党支部としてでしょうか確認のためご回答下さい。
- ※ 尚、本公開質問状に対しまして、権力を持つ市議会議員の立場で弱者である市民を無視することなく、明確な回答を2022年9月9日までにいただきますようお願いいたします。
- ※ 今後書面を出される場合は何が目的か記載されることをお勧めします。

以上

2022年9月20日

政経フォーラム21

樋口晋也 様

日本共産党山陽小野田市議会議員

中島好人 山田伸幸

「公開質問状」への回答

9月1日に高松市議会議長を通して渡された貴殿の「公開質問状」に対して次の通り回答します。

1, 私たちが8月29日に高松議長宛に提出した「政倫審請求の取り下げをめぐる一連の事態について」と題する書面の提出の目的は次の通りです。

すなわち、この書面で記述している[]の政倫審申立の取り下げについては、貴殿が[]氏に不当な働きかけをしたことが認められるところ、同申立内容を貴殿が知るにあたっては、高松議長の関与が疑われることから、そのような疑惑を招くことのないよう、かねてから求めていた高松議長の特定会派からの離脱が必要であることを指摘したものです。

2, 1の書面作成者は、私たち市議会議員二人です。

3, 私たちが「議長預かり」を了承したことはありません。それゆえ、これを了承したことを前提とする質問には答えません。

4, 貴殿が[]氏宅を訪問したときの貴殿と[]氏とのやり取り、そのときの状況については、[]氏から矢田松夫市議を通して聞いています。

本書面では、その聞き取り内容から合理的に推測できる貴殿の行動の意図などについて、私たちの見解を示したものです。なお、聞き取った内容などから判断して、貴殿からの聴取は必要ないと判断しました。

5, この書面の提出は、文字通り私たち2名の市議会議員としての行動です。

なお、本回答の時期がこのタイミングとなったのは、議員活動の中、検討に必要な時間を確保しなければならなかった等によるものです。何卒、ご理解下さい。

もとより、このような質問状への回答するかどうかは任意であり、回答期限については一方的に義務づけられるものではありません。なお、貴殿は「政経ジャーナル」を発行して広く市民に配布しており、特段の発信手段を持たない市民と同列には論じられないと理解しています。

また、貴殿があえて森山議員の金銭問題について、[]氏との間の協議の場を持って立会人になることを提案するなど、この問題を報道するにとどまらない準当事者的な立場で関与しようとしていることについても、一定の留意をしつつ回答をした次第です。

以上